

サン・ポート通信

令和3年10月
vol.64



サン・ポートの事務所がある管理棟東側の駐車場付近のソテツが数年ぶりに花を咲かせました。

目次

- | | |
|---------------------|----------------------|
| ● 議会報告……………P2 | ● 決算審査講評……………P2 |
| ● 令和2年度決算の状況……………P2 | ● 「リサイクル工房」通信……………P3 |
| ● 排ガスの測定結果……………P4 | ● ごみ直接搬入のお知らせ……………P4 |

議会報告

組合定例議会 2議案をそれぞれ 原案どおり議決・認定

令和3年第2回定例議会が令和3年8月27日(金)に行われました。議案第8号及び認定第1号を提出し、それぞれ原案どおり可決・認定されました。
◇組合議員16名中16名出席

提出議案の内容

議案第8号

損害賠償の額を定めることについて
令和2年12月7日、リサイクルプラザ棟での事故による資源化物収集車両の損傷に対する損害賠償の額を定めることにつき、原案どおり議決された。

認定第1号

令和2年度甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入歳出決算は歳入総額20億5,220万5千円に対し、歳出総額19億8,006万9千円で、差引額の7,213万6千円を翌年度へ繰り

越すものである。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金が14億5千万円、地方債が4億90万円、ごみの直接搬入手数料が5,132万9千円、資源化物売却収入が1,841万5千円。

歳出の主なものは、総務費が9,539万8千円、ごみ処理運営費が16億4,993万6千円、公債費が2億1,039万5千円。

決算審査講評



令和2年度の甘木・朝倉・三井環境施設組合一般会計歳入歳出決算及び基金運用状況について審査の結果、計数等は正確であり内容も正当であると認められました。

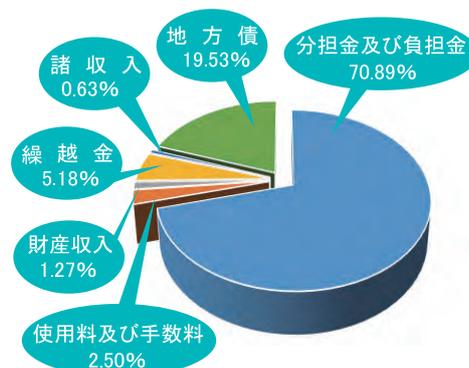
7月20日、当組合の藤野代表監査委員より田頭組合長へ決算審査意見書が提出されました。

令和2年度 決算の状況

歳入

(単位:千円)

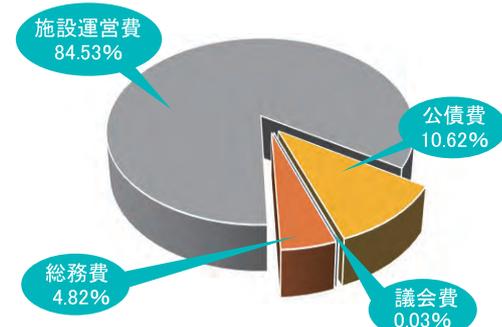
科目	決算額	内容説明
分担金及び負担金	1,454,843	構成市町村からの負担金
使用料及び手数料	51,329	直接搬入手数料
財産収入	26,022	アルミ缶等物品売却収入他
繰越金	106,232	前年度からの繰越金
諸収入	12,879	売電料、預金利子など
地方債	400,900	施設改修に係る地方債
歳入合計	2,052,205	



歳出

(単位:千円)

科目	決算額	内容説明
議会費	572	組合議員の報酬及び議会に要した経費
総務費	95,399	職員人件費、監査等の事業に要した経費
施設運営費	1,673,703	ごみ処理、資源物の処理及びリサイクル工房等の事業に要した経費
公債費	210,395	施設改修時等に借入した起債の償還に要した経費
歳出合計	1,980,069	



<ごみ処理経費> 約 50,000円/ごみt当たり 約14,000円/1人当たり・年

リサイクル品展示会(オークション方式)の報告及びご案内

第75回リサイクル品展示会(オークション方式)有料売り払い

福岡コロナ警報発動の中、第75回リサイクル品展示会を令和3年8月1日から7日まで開催することができました。このたびの展示品に対して、入札件数410件のうち落札数256品となり、より多くの方々に参加をいただき盛況のうちに閉幕しました。次回10月開催予定の第76回リサイクル品展示会に向け、より一層の品揃えを行い喜んでもらえる様準備を進めてまいりますので、今後とも皆様方の参加を心よりお待ちしております。

第76回リサイクル品展示会(オークション)開催のご案内

- 日 時 令和3年10月1日(金)～7日(木) 午前9時30分～午後4時まで
- 場 所 甘木・朝倉・三井環境施設組合「サン・ポート」 リサイクル工房棟
- 展 示 品 家具・家電製品・自転車類・その他(食器・遊具類・着物・調理器具・花瓶・小物類)
- 参加資格 ※朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町・久留米市北野町にお住いの18歳以上の方
※落札品の展示場内からの受け渡し(搬出・運搬)を自己責任で行える方
※落札品の瑕疵担保責任を当組合が負わないことをご了承いただける方
- 入 札 ※ご希望のリサイクル品があれば複数品でも入札できます。
※100円以上10円単位の入札として、最高金額の入札を落札とする。

◎新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う国の「緊急事態宣言」又は福岡県の「コロナ特別警報」が延長された場合、展示会は中止しますのでご了承ください。

リサイクル品展示会での新型コロナウイルス感染症への取組

リサイクル品展示会において、下記の取り組みを実施しています。

- ① 高機能表面温度測定器の設置に伴う温度チェック体制の充実
- ② 健康チェックシートへの記入(入場時の健康チェック)
- ③ マスク必着及び手指消毒剤の常設並びに換気の確保
- ④ 閲覧の際は一方通行とし、人と人の間隔の確保
- ⑤ 混雑時における入場制限及び入場時間の制限
- ⑥ 発熱及び体調不良者への入場制限(入場の禁止)



▶
表面温度
測定器設置



手指消毒剤設置



マスク着用義務



人と人との間隔確保

もったいない! 捨てればゴミ、生かせば資源

不要になった家具、自転車、家電品等(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、パソコン等は除く)の中に、まだ使えるものはありませんか?

係員が収集(毎週月曜日から金曜日(祝祭日は除く))に伺いますので、ご連絡ください。

リサイクル工房では皆様から提供いただいた収集品は係員が補修作業を行い、リサイクル品展示会に出品させていただいております。

※対象は組合圏域内(朝倉市・東峰村・筑前町・大刀洗町・久留米市北野町)にお住まいの方です。

※係員がリサイクル不可と判断した場合は引き取りはしません。各自での処理をお願いします。

令和3年度排ガスの測定結果

項目\区分	測定結果		※1計画目標値	法規制値等	規制値等の根拠	備考	
	測定値	判定				測定箇所	測定年月日
窒素酸化物濃度	53 ppm	合格	100ppm 以下	250ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和3年5月12日
	54 ppm	合格				2号煙突	令和3年7月14日
硫酸酸化物濃度	2 ppm	合格	50ppm 以下	※5K値 17.5 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和3年5月12日
	2 ppm	合格				2号煙突	令和3年7月14日
一酸化炭素濃度	6 ppm	合格	30ppm 以下	30ppm 以下	※6新ガイドライン	1号煙突	令和3年5月12日
	2 ppm	合格				2号煙突	令和3年7月14日
塩化水素濃度	21 ppm	合格	50ppm 以下	430ppm 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和3年5月12日
	16 ppm	合格				2号煙突	令和3年7月14日
ばいじん濃度	※3<0.005 g/Nm ³	合格	0.02g/Nm ³ 以下	0.08g/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和3年5月12日
	※3<0.004 g/Nm ³	合格				2号煙突	令和3年7月14日
ダイオキシン類濃度	0.00014 ng-TEQ/Nm ³	合格	0.05ng-TEQ/Nm ³ 以下	0.1ng-TEQ/Nm ³ 以下	※6新ガイドライン ※7DXN特別措置法	1号煙突	令和3年5月12日
	0.0012 ng-TEQ/Nm ³	合格		1ng-TEQ/Nm ³ 以下		2号煙突	令和3年7月14日
※4水銀濃度	0.12 μg/Nm ³	合格	-	50μg/Nm ³ 以下	大気汚染防止法	1号煙突	令和3年5月12日
	0.43 μg/Nm ³	合格				2号煙突	令和3年7月14日

【注記】 上記濃度はすべてO₂濃度12%換算値とします。

※1：計画目標値は、施設運転上の自主規制値であり、国が定めている規制値より厳しい数値にしています。

※2：一酸化炭素濃度の<3は定量下限値未滿を示しています。

※3：ばいじん濃度は定量下限値未滿を示しています。

※4：水銀濃度は、平成30年4月1日から大気汚染防止法の改正による水銀大気排出規制による測定です。

※5：硫酸酸化物濃度の法規制値等のK値17.5は、約2,000ppmに相当します。

※6：法規制値等の新ガイドラインは、ダイオキシン類発生防止等ガイドラインの事です。

※7：法規制値等のDXN特別措置法は、ダイオキシン類対策特別措置法の事です。

ごみ直接搬入に関するお知らせ

- ブロック・コンクリート・タイル・レンガ・瓦・スレート・石膏ボードの7品目について、他の家庭ごみと一緒に搬入することができるようになりました。

搬入の際は、必ずお住まいの市町村の環境担当課で発行される搬入確認証が必要になりますので、よろしくお願ひします。

なお、下記のとおり搬入できる量などに制限がありますのでご注意ください。

- ① ブロック・コンクリート・タイル・レンガ・瓦：軽トラック1台/日・世帯
注) 委託業者においてリサイクルしているため、泥やコケが付着していると受入できません。
- ② スレート・石膏ボード：ビニール袋などで2袋/日・世帯
注) アスベストを含んでいるため、飛散ないように袋を二重にするなどしてください。

- ごみの種類によって降ろす場所が異なります。施設内での渋滞を緩和するため分別をされて搬入されますようよろしくお願ひします。
- 搬入される際は、**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用**をお願いします。
- なるべくお住まいの市町村の定期収集に出されますようご協力をお願いします。
- ごみの搬入時間の厳守をお願いします。

受付日及び時間：平日月曜～金曜日及び第3日曜日 午前9:00～12:00 午後1:00～4:30
(12月29日、30日の受付は午後4:00までです。)※祝日及び12月31日～1月3日の個人搬入は休みです。

ごみ処理手数料

家庭系ごみ・事業系ごみ 150円/10kg

- 「ごみ」に関する問い合わせは各市町村の環境担当課までお願いします。
- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| 東峰村 | 小石原庁舎 住民税務課 | 0946-74-2311 |
| 朝倉市 | 朝倉市 環境課(代表) | 0946-22-1111 |
| 久留米市北野町 | 総合支所 環境建設課 | 0942-78-3696 |
| 筑前町 | 本庁舎 環境防災課 | 0946-42-6613 |
| 大刀洗町 | 住民課 生活環境係 | 0942-77-2141 |

サン・ポートを構成する上記市町村以外から発生したごみは、サン・ポートには搬入できませんので、ご注意ください。

お問合せ先

廃棄物再生処理センター

サン・ポート ☎0946-21-8077 **リサイクル工房 ☎0946-23-1590**

■ サン・ポートHPアドレス：<http://www.sun-port.org/>

物を大切に使い、みんなでごみを減らしましょう!